

# 茨城県報

号外第85号

昭和54年3月31日

土曜日

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目 次

規 則	ページ
●茨城県飼料検定条例施行規則(畜産課).....	1
●茨城県卸売市場条例施行規則の一部を改正する訓令(食品流通課).....	5
告 示	
●道路の区域変更(5件)(道路維持課).....	6
●道路の供用開始(3件)( " ).....	9

## 規 則

### 茨城県規則第17号

茨城県飼料検定条例施行規則を次のように定める。

昭和54年3月31日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

### 茨城県飼料検定条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県飼料検定条例(昭和54年茨城県条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書の様式)

第2条 条例第2条の規定による検定の申請をしようとする者は、様式第1号による飼料検定申請書正副2通を茨城県肥飼料検査所長に提出しなければならない。

(検定を行う場所)

第3条 検定を行う場所は、茨城県肥飼料検査所とする。

(検定結果の通知)

第4条 条例第3条の規定による検定の結果の通知は、様式第2号の飼料検定結果通知書により行うものとする。

(報告)

第5条 公定規格に適合する旨の通知を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める事情の生じた日から2週間以内に、書面により、その旨を茨城県肥飼料検査所長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)に変更があつたとき。
- (2) 飼料を製造する事業場の名称又は所在地に変更があつたとき。
- (3) 飼料の製造方法を変更したとき。

**付 則**

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

**様式第1号(第2条関係)**

**飼 料 検 定 申 請 書**

茨城県収入証紙  
張り付け箇所

年 月 日

茨城県肥飼料検査所長 殿

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

茨城県飼料検定条例第2条の規定により、下記の飼料の検定を申請します。

**記**

- 1 飼 料 の 名 称
- 2 飼 料 の 種 類
- 3 飼料を製造する事業場の名称及び所在地
- 4 飼料の製造方法の概要
- 5 原材料の配合割合(別表のとおり)

(備考)

- (1) 飼料の名称ごと及び飼料の製造事業場ごとに、それぞれ正本及び副本を作成すること。
- (2) 茨城県収入証紙は、正本のみに張り付けること。
- (3) 飼料の名称は、文字のみをもつて表示し、図形又は記号は用いないこと。

別 表

1 原材料の配合割合及び栄養成分量

原材料名	配合割合	可消化粗たん白質	可消化養分総量	代謝エネルギー	備 考
	%	%	%	(1 kg中の Kcal)	

2 保証成分量等

区 分	粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	りん	可消化粗たん白質	可消化養分総量	代謝エネルギー
保証成分量	%	%	%	%	%	%	%	%	Kcal / kg
検 定 結 果									

3 その他参考となる事項

(備考)

- (1) 各原料の可消化粗たん白質，可消化養分総量及び代謝エネルギーは，昭和51年農林省告示第757号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第26条の規定に基づき検定の方法を定める件）第2に規定するところにより算定する。
- (2) 検定結果の欄は，記入しないこと。

様式第2号(第4条関係)

飼料検定結果通知書

年 月 日

殿

茨城県肥飼料検査所長

年 月 日付で申請のあつた飼料の検定の結果について、下記のとおり通知する。

記

- 1 飼料の名称
- 2 飼料の種類
- 3 飼料を製造する事業場の名称及び所在地
- 4 飼料の検定の結果

成分名	規格成分量(%)	保証成分量(%)	検定結果(%)
粗たん白質			
粗脂肪			
粗繊維			
粗灰分			
りん			
カルシウム			
ペプシン消化率			
水溶性窒素			
可消化粗たん白質			
可消化養分総量			
代謝エネルギー	Kcal/kg	Kcal/kg	Kcal/kg

- 5 公定規格に適合するかどうかの判定

適合する                      適合しない

- 6 規格適合表示を付することができる期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 7 その他

~~~~~

**茨城県規則第18号**

茨城県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和54年3月31日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

**茨城県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則**

茨城県卸売市場条例施行規則(昭和46年茨城県規則第80号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(仲卸業者に関し業務規程で定める事項及び仲卸業者の届け出)

第5条の2 条例第11条の2第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 仲卸業者の承認の申請に関する事項
- (2) 仲卸業者の業務の規制に関する事項
- (3) 仲卸業者の届出及び報告に関する事項
- (4) 仲卸業者に対する検査に関する事項
- (5) 仲卸業者に対する監督処分に関する事項

2 条例第11条の2第4項の規定による届出は、様式第4号の2により、仲卸業者として承認した日(仲卸業者の承認を取り消した場合にあつては、当該取り消した日)から20日以内にしなければならない。

第10条第1項第3号中「冷凍水産物」を「冷凍鯨肉以外の冷凍水産物」に改める。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

**様式第4号の2 (第5条の2第2項)**

昭和 年 月 日

**仲卸業者承認(承認取り消し)届出書**

茨城県知事 殿

届出人住所

氏名

茨城県卸売市場条例(昭和46年茨城県条例第51号)第11条の2第3項の規定により、下記の者を仲卸業者として承認したので、同条第4項の規定により届け出る。

( 下記の者について仲卸業者としての承認を取り消したので、茨城県卸売市場条例(昭和46年茨城県条例第51号)第11条の2第4項の規定により届け出る。 )

記

| 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) | 住所又は所在地 | 資本金額又は出資総額<br>(千円) | 取扱品目の類 | 年間取引額<br>(見込み)額<br>(千円) | 承認(取消)年 月 日 |
|-----------------------|---------|--------------------|--------|-------------------------|-------------|
|                       |         |                    |        |                         |             |
|                       |         |                    |        |                         |             |
|                       |         |                    |        |                         |             |
|                       |         |                    |        |                         |             |
|                       |         |                    |        |                         |             |
|                       |         |                    |        |                         |             |

付 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

**告 示**

茨城県告示第478号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和54年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年3月31日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花室牛久線
- 3 道路の区域

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長            | 摘 要              |
|-----------------------------|------|------------------|----------------|------------------|
| 筑波郡谷田部町大字榎戸字<br>久保750-2番地から | 旧    | メートル<br>最大 25.40 | メートル<br>463.00 |                  |
|                             |      | 最小 25.40         |                |                  |
| 筑波郡谷田部町大字北中妻<br>495番地まで     | 新    | 最大 25.40         | 463.00         | 常磐自動車道建設に伴う迂回路設置 |
|                             |      | 最小 25.40         |                |                  |
|                             |      | 最大 25.40         | 480.00         |                  |
|                             |      | 最小 8.00          |                |                  |

茨城県告示第479号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和54年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年3月31日

茨城県知事職務代理人

茨城県副知事 山 本 満 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 館野荒川沖停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                       | 延 長                        | 摘 要              |
|------------------------------|------|-----------------------------|----------------------------|------------------|
| 筑波郡谷田部町大字下原字<br>前畑553—1番地から  | 旧    | 最大 <small>メートル</small> 8.00 | <small>メートル</small> 185.50 |                  |
|                              |      | 最小 8.00                     |                            |                  |
| 筑波郡谷田部町大字稲岡字<br>屋敷台784—1番地まで | 新    | 最大 8.00                     | 185.50                     |                  |
|                              |      | 最小 8.00                     |                            |                  |
|                              | 新    | 最大 8.50                     | 197.00                     | 常磐自動車道建設に伴う迂回路設置 |
|                              |      | 最小 8.00                     |                            |                  |

茨城県告示第480号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和54年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年3月31日

茨城県知事職務代理人

茨城県副知事 山 本 満 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 館野牛久線
- 3 道路の区域

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                       | 延 長                        | 摘 要              |
|-------------------------------|------|-----------------------------|----------------------------|------------------|
| 筑波郡谷田部町大字南中妻字<br>新地344番地から    | 旧    | 最大 <small>メートル</small> 8.00 | <small>メートル</small> 163.00 |                  |
|                               |      | 最小 8.00                     |                            |                  |
| 筑波郡谷田部町大字南中妻字<br>八坂脇183—2番地まで | 新    | 最大 8.00                     | 163.00                     |                  |
|                               |      | 最小 8.00                     |                            |                  |
|                               | 新    | 最大 8.80                     | 180.00                     | 常磐自動車道建設に伴う迂回路設置 |
|                               |      | 最小 8.00                     |                            |                  |

**茨城県告示第481号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和54年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和54年3月31日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 矢幡潮来線
- 3 道路の区域

| 区 間                        | 旧新<br>の別 | 敷地の幅員            | 延 長              | 摘 要 |
|----------------------------|----------|------------------|------------------|-----|
| 行方郡潮来町大字築地<br>121-2番地から    | 旧        | メートル<br>最大 22.70 | メートル<br>2,291.00 |     |
| 行方郡潮来町大字辻字後明前<br>558-3番地まで |          | 最小 5.20          |                  |     |
| 行方郡潮来町大字築地<br>121-1番地から    | 新        | 最大 22.70         | 2,291.00         |     |
| 行方郡潮来町大字辻字後明前<br>558-3番地まで |          | 最小 5.20          |                  |     |
| 行方郡潮来町大字築地<br>121-1番地から    |          | 最大 55.00         | 2,095.00         |     |
| 行方郡潮来町大字延方<br>2932-3番地まで   |          | 最小 16.00         |                  |     |

**茨城県告示第482号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和54年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和54年3月31日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栗生木崎線
- 3 道路の区域

| 区 間                          | 旧新<br>の別 | 敷地の幅員                        | 延 長                             | 摘 要 |
|------------------------------|----------|------------------------------|---------------------------------|-----|
| 鹿島郡神栖町大字深芝字堀川<br>2935—97番地から | 旧        | 最大 <small>メートル</small> 25.00 | <small>メートル</small><br>1,043.00 |     |
| 鹿島郡神栖町大字深芝字<br>五郎台2805—5番地まで |          | 最小 25.00                     |                                 |     |
| 鹿島郡鹿島町大字光<br>5—3番地から         | 新        | 最大 46.00                     | 9,331.50                        |     |
| 鹿島郡神栖町大字木崎<br>65—15番地まで      |          | 最小 12.12                     |                                 |     |

茨城県告示第483号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和54年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和54年3月31日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

1 路 線 名 県 道 花室牛久線

2 供用開始の区間

筑波郡谷田部町大字榎戸字久保750—2番地から

筑波郡谷田部町大字北中妻字495番地まで

3 供用開始の期日 昭和54年3月31日

茨城県告示第484号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和54年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和54年3月31日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

1 路 線 名 県 道 館野荒川沖停車場線

2 供用開始の区間

筑波郡谷田部町大字下原字前畑553—1番地から

筑波郡谷田部町大字稲岡字屋敷台784—1番地まで

3 供用開始の期日 昭和54年3月31日

茨城県告示第485号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和54年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年3月31日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

1 路 線 名 県 道 館野牛久線

2 供用開始の区間

筑波郡谷田部町大字南中妻字新地344番地から

筑波郡谷田部町大字南中妻字八坂脇183—2番地まで

3 供用開始の期日 昭和54年3月31日

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所